

津波災害対策編

第1章	総則	P 223
第2章	災害予防計画	P 231
第3章	津波防災地域づくりに関する法律への対応	P 241

第1章 総 則

第1節 計画の構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第41条の規定に基づき、大山町防災会議が作成する「大山町地域防災計画」の「津波災害対策編」である。この計画に定めのない事項については、「大山町地域防災計画」の「共通対策編」の定めるところによる。

第2節 計画の基本方針

本計画は、町、県及び防災関係機関等が津波対策を計画的に推進することにより、津波災害から住民の生命・身体、財産を守ることを目的とする。

県は、東日本大震災の甚大な津波被害を踏まえ、平成23年7月に「鳥取県津波対策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、「鳥取県地震防災調査研究報告（平成17年3月報告）」で公表した津波被害想定を見直し、新たな断層モデルによる津波浸水予測図や被害想定等を作成した上で、津波対策等の検討を行っており、町は、県検討委員会の津波被害想定等の検討結果を踏まえ、住民、関係機関等と協力して津波対策を計画的に推進することとする。

<検討委員会の検討結果>

- 1 検討委員会で検討を行った下記3波源に基づく津波浸水予測図を、避難を中心とした対策を行うための「暫定的な予測」として公表し、避難対策等のソフト対策に取り組む。
 - (1) 鳥取沖東部断層（Mw7.3）
 - (2) 鳥取沖西部断層（Mw7.05）
 - (3) 佐渡島北方沖断層（Mw8.16）

※津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月27日施行法律第123号）の制定により、改めて県が津波浸水想定を設定するまでの間（数年間を要するものと推測）も、委員会の浸水予測を「暫定的な予測」と位置づけ、避難対策等のソフト対策に取り組むことにより住民の安心・安全の推進を図ることとした。
- 2 想定した3つの断層ごとに条件（堤防機能等）を設定しシミュレーションを行い、津波浸水予測図の結果を重ね合わせた「最大の津波浸水予測図」をもとに避難対策を行うことを基本とするが、複合災害などの対策にあたっては、遠地地震と近傍地震の特性を十分考慮する必要がある。
- 3 今後予定されている市町村の避難対策等の事業を進めるにあたっては、必要に応じて学識経験者等のアドバイス等を受けながら行うことが望ましい。
- 4 公表の津波浸水予測図等を含め、県が保有するデータは市町村へ提供し自由に使用できる。
- 5 今後、断層モデルの見直し等、新たな科学的知見が確立された場合は、津波浸水想定シミュレーション等の見直しを適宜検討する。

第3節 被害想定

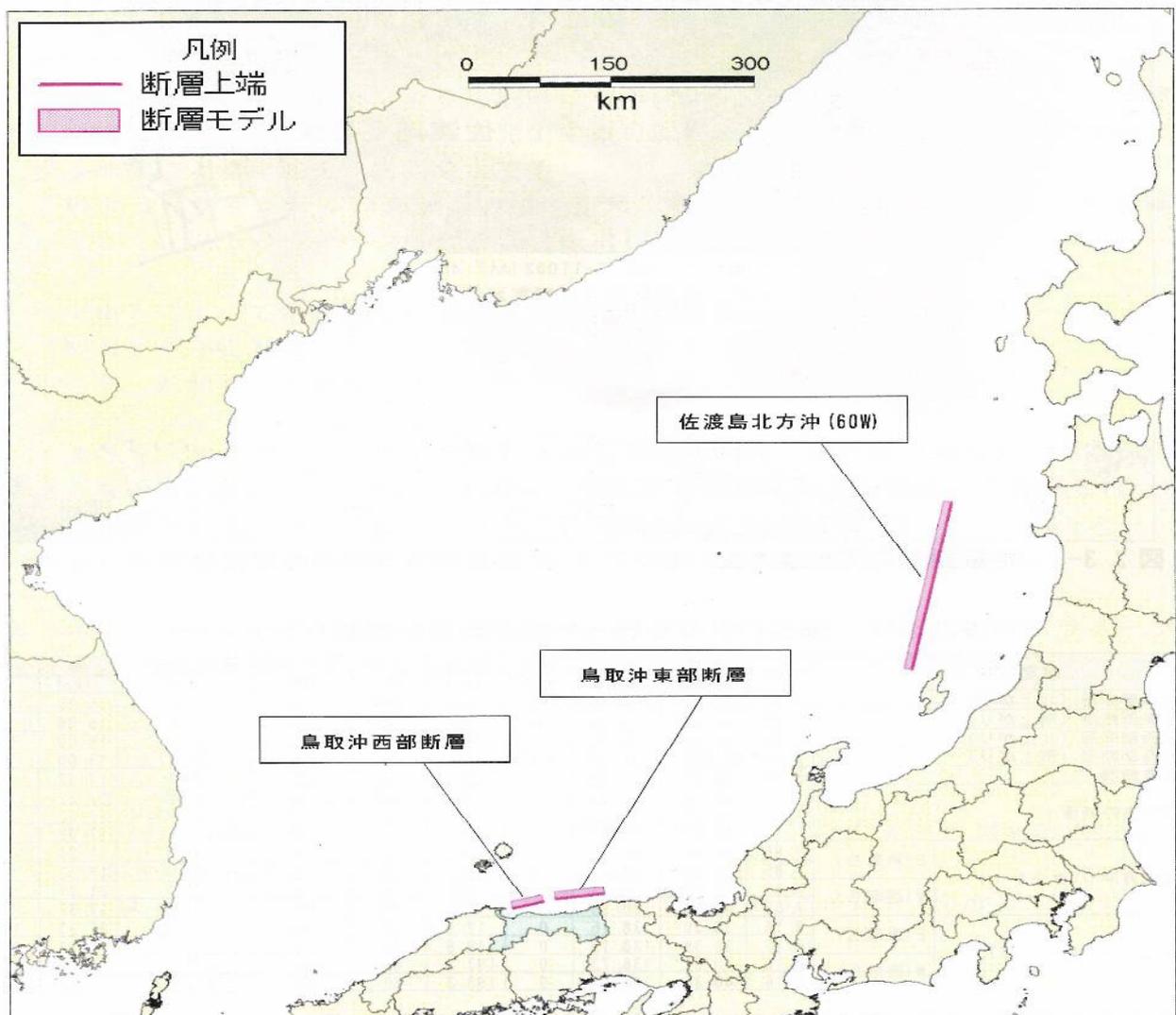
県津波対策検討委員会で検討した津波波源の断層モデルに基づく「鳥取県津波対策検討業務報告書」の概要は下記のとおりである。

なお、今回の被害想定は、一定の条件等を設定した上でシミュレーションを行った結果であり、自然現象は、大きな不確定要素を伴うことから、被害想定には一定の限界があること、とりわけ津波災害は、波源域の場所や地形条件等により、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることに留意するものとする。

(1) 想定した津波波源の断層モデルパラメーター、位置図

想定断層	M _w	緯度	経度	深さ	走向	傾斜	すべり角	長さ (連動)	幅	すべり量
		(度)	(度)	(km)	(度)	(度)	(度)	(km)	(km)	(m)
佐渡島北方沖 (パターン2)	8.16	40.31	138.73	0	193.3	60	90	222.2	17.32	16.00
60W(西落ち)										
鳥取沖東部断層	7.30	35.75	134.46	0	262.0	90	40	51.0	15.00	4.24
鳥取沖西部断層	7.05	35.65	133.75	0	255.0	90	40	33.0	15.00	2.74

【想定波源断層位置図】



(2) 大山町の浸水面積、最大波高等

	浸水面積	第1波到達	最大波到達	津波高	震源
	(k m ²)	(分)	(分)	(m)	
大山町	1. 2 5 3	9 6	1 6 6	7. 5 9	佐渡島北方沖

■ 想定地震別の浸水面積 (k m²)

(堤防が機能しない場合/海岸堤防が機能しない場合)

		大山町
佐渡島北方沖 (パターン2) (60W)		1. 2 5 3
鳥取沖東部断層 (北上がり)		0. 0 9 2
鳥取沖西部断層 (北上がり)		0. 3 3 0

(堤防が機能する場合)

		大山町
佐渡島北方沖 (パターン2) (60W)		1. 0 7 0
鳥取沖東部断層 (北上がり)		0. 0 7 3
鳥取沖西部断層 (北上がり)		0. 2 6 2

■ 想定地震別の津波到達時間、津波高

<佐渡島北方沖 パターン2>

	隆起・沈降	津波の到達時間	最大派の到達時間	津波の高さ
	(m)	(分)	(分)	(m)
大山町	0. 0 0	9 6	1 6 6	7. 5 9

<鳥取沖東部断層 北上がり>

	隆起・沈降	津波の到達時間	最大派の到達時間	津波の高さ
	(m)	(分)	(分)	(m)
大山町	0. 0 1	2 4	8 5	1. 2 7

<鳥取沖西部断層 北上がり>

	隆起・沈降	津波の到達時間	最大派の到達時間	津波の高さ
	(m)	(分)	(分)	(m)
大山町	-0. 2 7	4	1 0	3. 6 3

(3) 被害想定

ア 人的被害

(7) 佐渡島北方沖 (パターン2、60W)

	海岸堤防が機能しない場合			堤防が機能する場合		
	浸水範囲内総人口	死者数	避難者数	浸水範囲内総人口	死者数	避難者数
大山町	2 9 5	3	2 9 5	1 0 9	1	1 0 9

(イ) 鳥取県東部断層（北上がりのケース）

	海岸堤防が機能しない場合			堤防が機能する場合		
	浸水範囲内総人口	死者数	避難者数	浸水範囲内総人口	死者数	避難者数
大山町	2	0	2	0	0	0

(ウ) 鳥取県西部断層（北上がりのケース）

	海岸堤防が機能しない場合			堤防が機能する場合		
	浸水範囲内総人口	死者数	避難者数	浸水範囲内総人口	死者数	避難者数
大山町	14	0	14	8	0	8

イ 建物被害

(7) 佐渡島北方沖（パターン2、60W）

	海岸堤防が機能しない場合				堤防が機能する場合			
	浸水範囲内総建物	全壊	大規模半壊	半壊	浸水範囲内総建物	全壊	大規模半壊	半壊
大山町	148	18	22	32	46	9	10	6

(イ) 鳥取県東部断層（北上がりのケース）

	海岸堤防が機能しない場合				堤防が機能する場合			
	浸水範囲内総建物	全壊	大規模半壊	半壊	浸水範囲内総建物	全壊	大規模半壊	半壊
大山町	1	0	0	0	1	0	0	0

(ウ) 鳥取県西部断層（北上がりのケース）

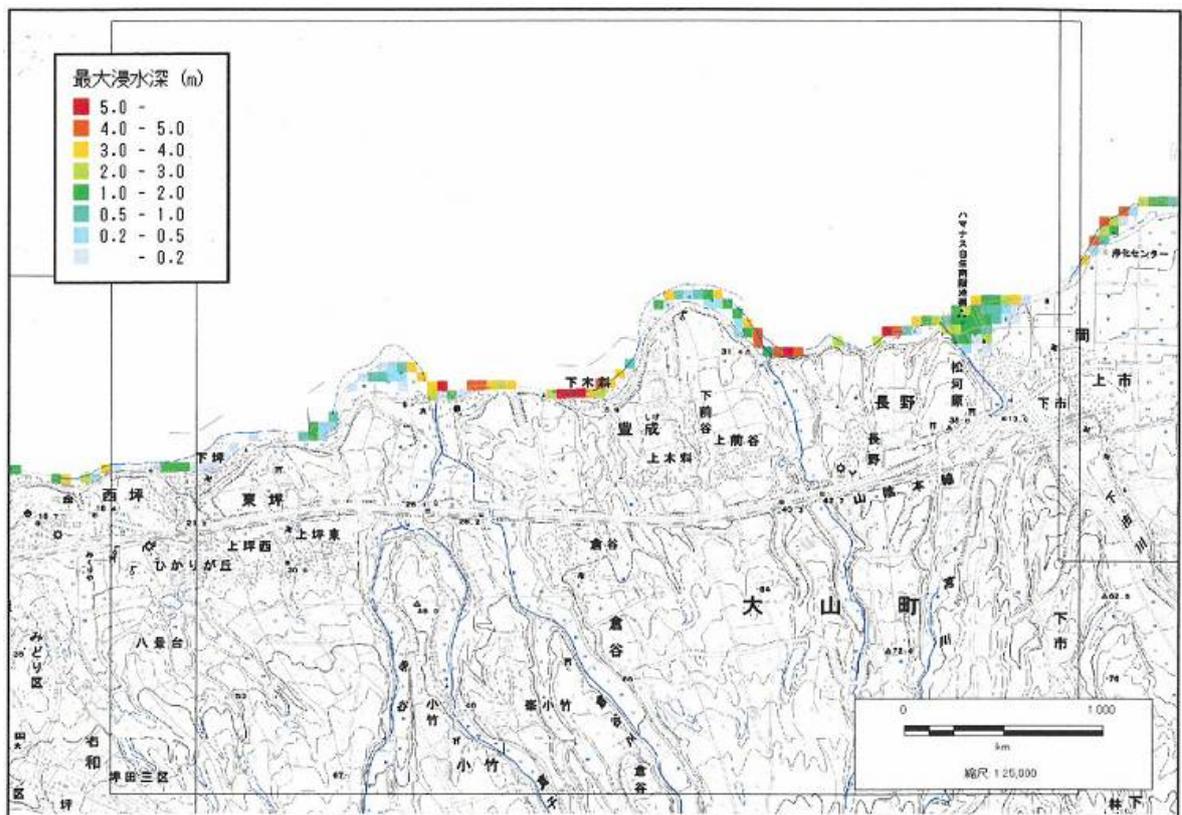
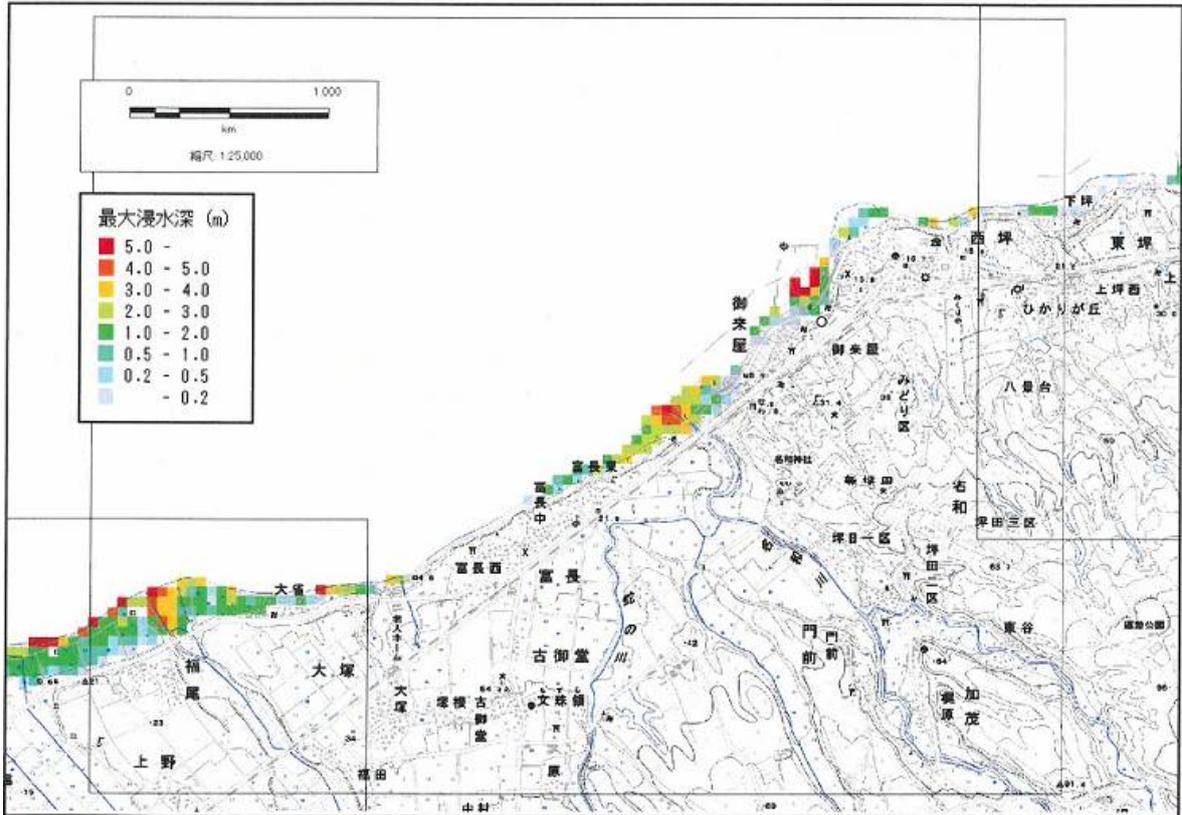
	海岸堤防が機能しない場合				堤防が機能する場合			
	浸水範囲内総建物	全壊	大規模半壊	半壊	浸水範囲内総建物	全壊	大規模半壊	半壊
大山町	3	1	1	0	3	0	0	0

(4) 大山町の最大の浸水予測図

県は、下記条件の浸水予測図（3波源×2条件）の最大の浸水深を示すメッシュを重ね合わせ、初期潮位を朔望平均満潮位（T. P. +0.5m）とした最大の浸水予測図を作成し、県の津波浸水予測図として公表した。

町は、この津波浸水予測図に基づき避難対策等を行うこととするが、実際に津波が発生する場合は、この津波浸水予測図より広い範囲が浸水したり、浸水深が深くなる場合があることに十分留意することが必要である。

- ア 佐渡島北方沖（パターン2）（60W）海岸堤防が機能しない場合
- イ 佐渡島北方沖（パターン2）（60W）河川堤防・海岸堤防が機能する場合
- ウ 鳥取沖東部断層（北上がり）河川堤防・海岸堤防が機能しない場合
- エ 鳥取沖東部断層（北上がり）河川堤防・海岸堤防が機能する場合
- オ 鳥取沖西部断層（北上がり）河川堤防・海岸堤防が機能しない場合
- カ 鳥取沖西部断層（北上がり）河川堤防・海岸堤防が機能する場合



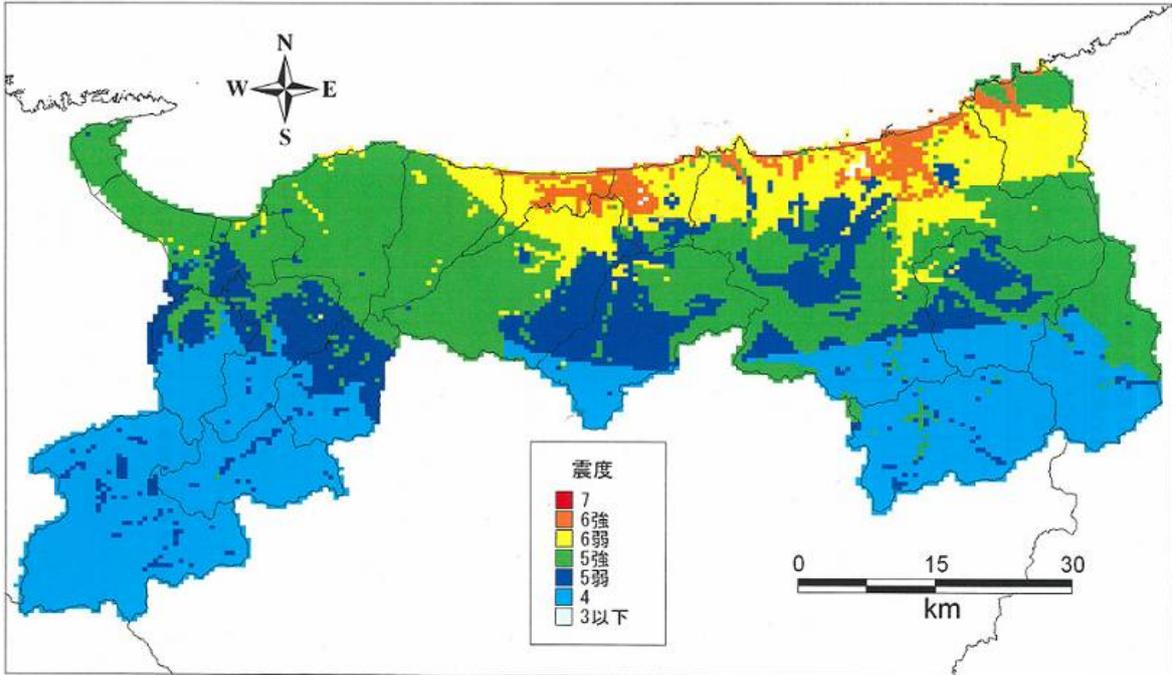
(5) 鳥取沖東部断層、鳥取沖西部断層の地震動の予測

県は、近傍で発生する地震は、地震動による被害（建物倒壊、道路被害等）も検討する必要があるため、鳥取沖東部断層と鳥取沖西部断層の震度を距離減衰式で算出している。

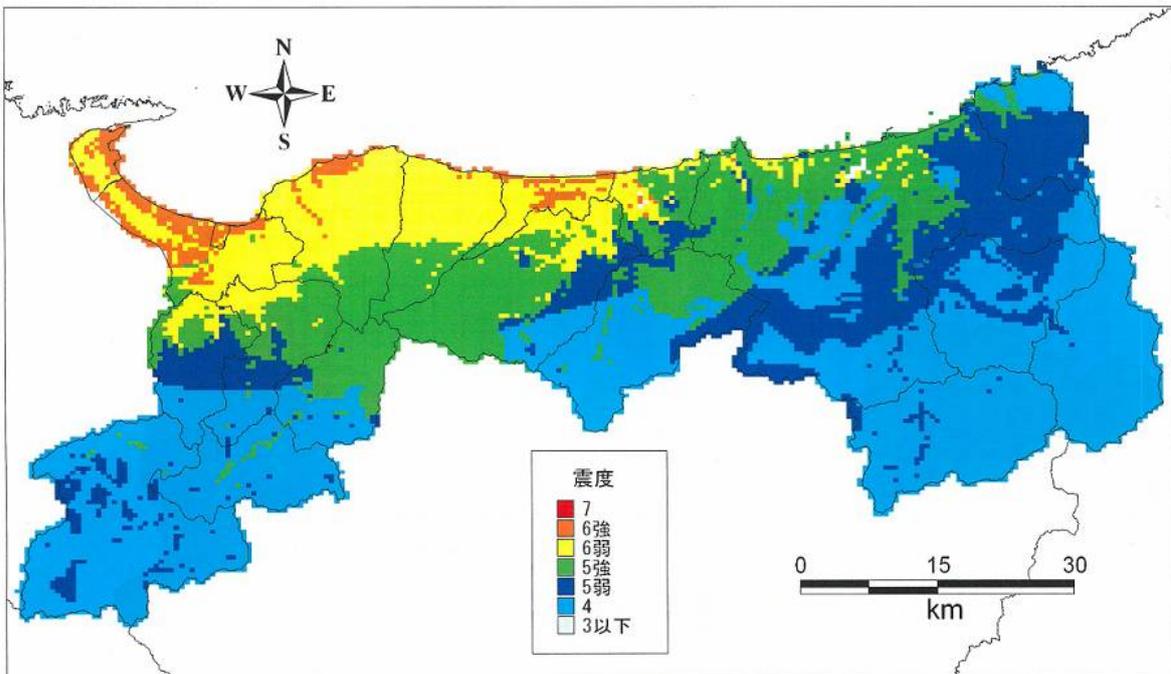
町は、近傍で発生する地震の場合は、津波の避難対策を行う上で、複数の避難経路を検討する等、地震動による被害も考慮することとする。

なお、地震動による被害の対策の基本としている、鳥取県地震防災調査研究報告書（平成17年3月報告）による〔予防対策用地震動マップ〕を比較のため以下に示す。

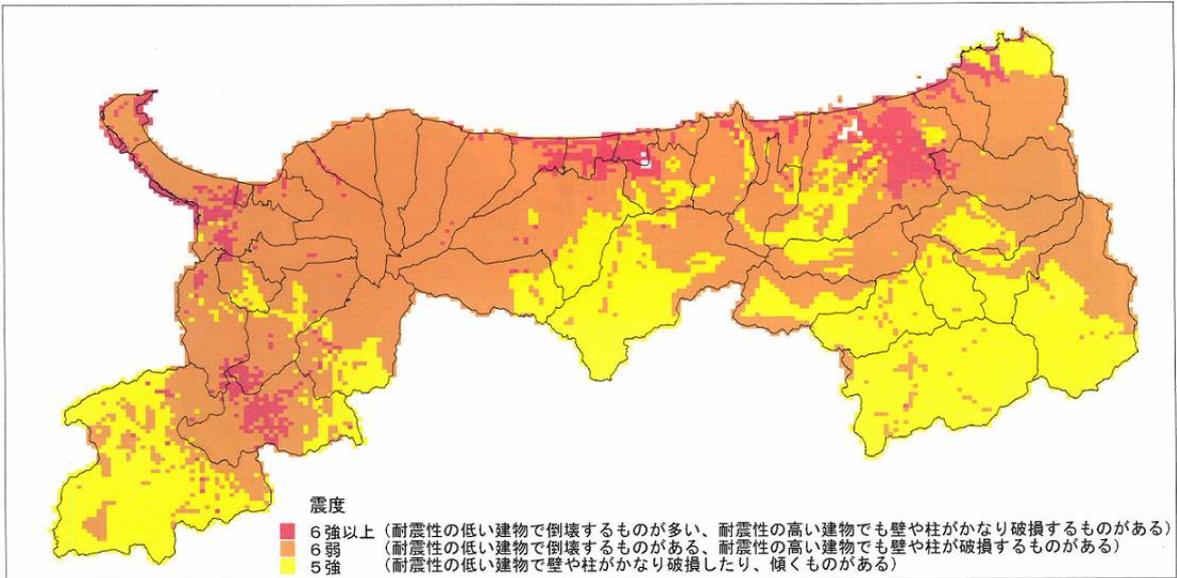
【鳥取沖東部断層の震度分布図】



【鳥取沖西部断層の震度分布図】



【予防対策用地震動マップ】



第2章 災害予防計画

第1節 津波に対する備え

1 海岸保全施設整備事業、港湾及び漁港の改修事業等

県は、海岸保全区域について、津波等による被害を防止するため、人工リーフ、離岸堤、突堤、護岸（堤防）、消波堤並びに緩傾斜護岸等の工事を行う。

また、港湾及び漁港管理者は、津波等による被害を軽減できる主な漁港施設である外郭施設の防波堤、護岸等の整備を推進する。

2 津波の観測・予報体制の整備

気象庁が実施する津波の観測・予報体制の整備の概要は、以下のとおりである。

気象庁は、今後、引き続き、これらの観測・予報体制の整備及び津波警報・注意報及び予報伝達の迅速化に努める。

- (1) 気象庁の行う業務は、主として各地の震度、地震発生時の震源・規模の決定、津波の発生の有無・規模の判定・来襲地域及び到達時間の予想を目的としている。
- (2) 地震が発生した場合には、気象庁本庁または大阪管区気象台においてその震源諸要素が決定されるとともに、津波発生の有無の判定がなされる。
- (3) 津波の高さは、検潮装置等のある観測施設によって観測される。観測施設がない場所については建物に残された痕跡調査等によって推定できる場合がある。
- (4) 気象庁の津波観測施設は境検潮所にあり、検潮儀及び巨大津波観測計が設置され、テレメータ方式により気象庁本庁及び大阪管区気象台で常時監視している。
- (5) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過少に見積もられているおそれがある場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。

このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(6) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表[発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で測定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で測定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「測定中」と発表
津波警報	沿岸で測定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で測定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「測定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみを発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さ意に関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ロ) 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

(ハ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(7) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

第2節 津波危険地域の把握、周知

1 津波危険地域の把握

町は、県が作成した津波浸水予測図等を参考に、津波が浸水する危険性の高い地域の建物数、人口（昼間、夜間）等の把握を行うものとする。その際、避難が困難な地域の把握も併せて行うものとする。

2 津波ハザードマップ等の作成

町は、県の津波浸水予測図に基づき、浸水想定区域及び浸水深、到達時間、情報伝達手段、避難経路、避難施設等を記載した津波ハザードマップを作成するとともに、海拔表示看板を浸水想定区域に設置し、津波の危険性の高い地域の住民等に対して、広く危険性の周知を図るものとする。津波浸水想定の変更等があった場合は、津波ハザードマップの修正を検討する等、必要な措置を講ずるものとする。

なお、作成にあたっては、住民の避難に有効に活用されるよう内容の検討を十分に行うものとする。

第3節 津波避難体制の整備

1 避難勧告・避難指示の発令基準の設定及び周知

- (1) 町は、鳥取県に津波警報等が発表された場合に発令すべき避難指示等の基準を定めるとともに、対象地域（集落）をあらかじめ決めておくものとする。
- (2) 町は、避難指示等の対象地域の住民にこれらの基準及び津波発生時の避難場所についてあらかじめ周知しておくものとする。また、地震が発生した場合には、弱い地震であっても津波が到達する可能性があるため、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは沿岸付近に近づかないこと、安全な場所（高台、堅牢な建物等）に早急に避難すること、津波は繰り返し到達することがあるため、津波警報等が解除されるまでは避難を続けること等を周知・徹底しておくものとする。

2 津波情報伝達体制の整備

町は、住民はもとより、観光客、海水浴客、ドライバー等、様々な環境下にある住民等に対して、波警報等を迅速、確実に伝達するため、あらゆる手段を活用した伝達体制を整備するものとする。

また、海岸や漁港管理者、水産事業者、観光協会、ライフセーバー等の関係機関と情報共有を行い、円滑な情報伝達体制を整備するものとする。

<伝達手段の例示>

- 海岸線の防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の整備
- サイレン、広報車等の整備
- 緊急速報エリアメールの整備、テレビ・ラジオ等の割込放送

3 情報収集・連絡体制の整備

町は、津波による被害が町の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、国、県、他市町村及び防災関係機関等との連絡が、相互に迅速・確実に行えるよう情報伝達ルート多重化や情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

4 避難所の指定、整備

(1) 町は、地域の人口、地形、耐震性等の災害に対する安全性等を考慮し、できるだけ津波による浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所にある公民館、学校等の公共施設等をあらかじめ避難所として指定するとともに、必要に応じて補修・補強等を行う。

やむを得ず、津波による被害の恐れのある場所を避難所に指定する場合は、建築物の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備、物資の備蓄等、必要な対策を行うものとする。

(2) 町は、指定した避難所をホームページ、ハザードマップ等により住民に周知するとともに、避難所案内表示板やライト等により夜間でも安全に誘導できる施設等の整備に努めるものとする。

(3) 町は、避難所の非常用電源及び情報収集・伝達手段を確保するとともに、避難所又は近傍で食糧・水・常備薬・毛布等の備蓄に努めるものとする。

(4) 県は、町が避難所として県有施設等を指定する場合は積極的に協力し、当該施設管理者は避難所開設の際に、資機材の搬入・配備等で町に協力するものとする。

5 津波避難ビルの指定等

町は、津波発生から到達までの時間的猶予や、地形的条件等により、避難が特に困難と想定される地域に対して、緊急的・一時的な避難施設として津波避難ビル等を指定し、住民等に周知するものとする。

津波避難ビル等の指定にあたっては、「鳥取県津波避難ビル指定ガイドライン」（平成25年1月県生活環境部作成）等を参考に、構造的要件や位置的条件を十分勘案し、適切な構造物等を選定するものとする。

また、必要に応じて津波避難ビルから避難所への2次避難の誘導方法等をあらかじめ定めておくものとする。

6 避難路の指定、整備

町は、住民が徒歩で安全・確実に避難できるよう避難路等をあらかじめ指定し、ハザードマップ等により住民に周知するとともに、安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫、改善、改修に努めるものとする。

また、地震によるブロック塀の倒壊や液状化等で避難路が使用できないことを想定し、できるだけ複数の避難路を選定することとする。

7 避難方法・避難誘導

(1) 地震・津波発生時には、家屋やブロック塀の倒壊、液状化等による道路の損傷、渋滞・交通事故等の発生が予想されることから、津波発生時の避難は徒歩を原則とする。

ただし、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車避難せざるを得ない場合は、町は、警察等の関係機関と調整を図りながら、自動車安全・迅速に避難できる方策を検討しておくこととする。

(2) 町は、町職員、警察、消防団員等、避難誘導を行う関係者の安全を確保するため、津波到達時間内の防災体制や避難誘導に係る行動ルール等を策定するものとする。

<避難に使える時間の違いによる避難方法>

避難時間	避難方法
① 避難に時間がある場合 ・想定：佐渡島北方沖の波源 ・最大波の到達時間： 最短120分程度 ・地震動：小さい ・浸水予測範囲：②より広い	・家族や地域の人々に声をかけながら、余裕を持って避難を開始する。 ・近くにある浸水予測範囲内の避難ビル等ではなく、浸水予測範囲外にある高所や避難所に避難する。 ・「やむを得ず自動車により避難せざるを得ない」避難者、要配慮者及びその支援者は、時間的余裕はあるものの特に早めに避難する。 ・ラジオ等を携帯し、絶えず津波に関する最新の情報を確認する。
② 避難に時間がない場合 ・想定：鳥取沖東部及び鳥取沖西部の波源 ・最大波の到達時間： 最短10分程度 ・地震動：大きい ・浸水予測範囲：①より狭い	・「津波でんでんこ」の教訓に基づき、自分の身は自分で守ることを優先して、各自が率先して近くの避難ビルまたは高台に避難を行う。 ・避難を要する地域では、震度が大きく被害が発生している可能性がある。建物・ブロック塀等の倒壊、道路閉塞により、実質的に避難に使える時間がさらに減少することを考慮して、避難路・避難手段を選択する。 ・徒歩で避難することを原則とするが、「やむを得ず自動車により避難せざるを得ない」避難者、要配慮者及びその支援者は、車で避難する（ただし、車による避難方法について事前に十分検討しておく必要がある。）

8 津波避難計画の作成

(1) 町は、津波ハザードマップを基に、津波避難対象地区を指定した上で、避難対象地区の自主防災組織等と連携しながら具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し周知徹底を図るものとする。

なお、津波避難計画の策定に当たっては、消防庁の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（平成25年3月）の内容に留意することとする。

また、町は、自主防災組織等と連携し、津波ハザードマップを基に、避難誘導に有効な避難対象地区のより詳細な情報等を記載した防災マップの作成に努めるものとする。

<津波避難計画において定める必要がある事項>

定める事項	内容
○ 緊急避難場所等、避難路等	緊急避難場所・津波避難ビル、避難路・避難経路の指定・設置
○ 初動体制	職員の参集基準
○ 避難誘導等に従事する者の安全確保	退避ルールの確立、情報伝達手段の整備
○ 津波情報の収集、伝達	大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報の収集伝達手段・体制等
○ 避難指示の発令	避難指示の発令の基準、手順、手段等
○ 津波対策の教育・啓発	津波避難計画・ハザードマップ等の周知、津波の知識の教育・啓発の方法、手段等
○ 避難訓練	避難訓練の実施体制、内容等
○ その他の留意点	観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者の避難対策

(2) 津波避難対象地区や沿岸部等の津波被害の可能性のある地域に立地する、学校、病院、福祉関係施設、その他多数の者を収容する施設の管理者（県及び町の庁舎を含む。）は、それぞれの施設の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知するものとする。

9 津波避難訓練の実施

町及び防災関係機関は、住民、自主防災組織、上記8(2)の施設管理者等と連携し、津波発生を想定した訓練の実施に努めるものとする。

なお、夜間等の様々な条件に配慮した上で、訓練目的、被害想定等を具体的に設定し、訓練効果が得られるよう実践的な訓練となるよう工夫するとともに、訓練で得られた成果を地域防災計画や避難計画等の見直しに反映させるものとする。

10 避難行動要支援者への対応

町は、高齢者、身障者、外国人等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者支援プラン（個別計画）の策定等を推進することとする。

11 帰宅困難者への対応

町は、津波被害のため帰宅が困難となったり、移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止するため、帰宅困難者を支援するための対策を推進することとする。

12 観光客・一時滞在者への対応

町は、商用、観光、マリンレジャー等の目的で一時的に滞在する者を適切に避難誘導するため、海岸や漁港管理者、観光協会等の関係機関の協力を得ながら、案内板の掲示等避難対策を推進するものとする。

13 水門等の閉鎖体制整備

主要な水門等の管理者は、津波発生時の情報伝達体制や津波到達時間内に水門閉鎖を行う操作員の作業ルール等を策定し、操作員の安全を確保するものとする。また、遠隔閉鎖体制の整備を合わせて行うものとする。

第4節 津波に関する知識の普及啓発

1 防災思想の普及啓発

町は、自らの身の安全は自らが守るのが防災・減災の基本であることを踏まえて、津波災害に限らず災害時の「自助・共助」の重要性について、防災訓練、防災講習会等の機会や、広報誌、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等での情報発信等、あらゆる機会を通じて普及啓発を図ることとする。

<普及啓発の内容（一例）>

○住民は平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動すること。

○災害時には、近隣の負傷者や高齢者、身障者等の要配慮者を助けること。

○避難所では自ら活動すること。

○国や県、町が行っている防災活動に協力すること。

2 職員に対する研修

町及び防災関係機関等は、災害時における適切な判断力等を養成し、津波発生時の円滑な災害応急対策を実施するため、定期的に防災訓練、防災講演会・講習会等を開催し、職員に対して必要な知識の習得や防災対応能力の向上を図るよう努めるものとする。

3 住民に対する普及啓発

- (1) 町は、津波浸水予測図や津波ハザードマップ等により、津波の浸水が予測される地域を住民に広く周知する。
- (2) 町は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、防災週間や津波防災の日（11月5日）等の防災関連行事等を通じて、広報誌、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等を活用して、津波シミュレーション結果等を示した上で、津波警報や避難指示等の意味や津波に対する注意事項（下記注意事項を参照）等の情報を発信し、地震・津波発生時において、住民が的確に行動できるよう正しい知識や防災対応について普及啓発を図るものとする。

【津波に対する注意事項】

(1) 一般住民に対する内容

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。

イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。

ウ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

エ 津波注意報でも、マリンレジャーや磯釣りは危険なので行わない。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで避難行動を継続する。

※ 津波の到達予想時刻を経過した場合であっても、沿岸部や津波が遡上するおそれのある河川には決して近づかず、引き続き安全な場所での避難行動を継続する。

カ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

(2) 船舶に対する内容

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）退避する。

イ 航行船舶がラジオ、テレビ、無線情報などで地震・津波情報を入手した場合は、水深の深い海域に避難する。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。

エ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに港外退避する。

オ 港外退避できない小型船は、直ちに高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

カ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで避難行動を継続する。

※ 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行うこととし、地震発生後、短時間で津波の来襲が予想される場合は、直ちに安全な場所に避難する。

キ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

4 事業所等に対する普及啓発

町は、災害時等において事業者が適切な行動をとれるよう、事業所に対して広報誌、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等を活用した情報発信や防災講習会の開催等により、津波災害に対する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るものとする。

また、災害時の事業所の果たす役割は重要であることから、事業者は、災害時に重要事業を継続するための事業継続計画（BCP）を、県や関係機関等と連携し計画的に策定する。

5 学校における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

学校は、各教科、道徳や総合学習時間、特別活動等の学校の教育活動全体を通じて、学識経験者等による講義や防災に関する手引等を活用して、津波災害等の基礎知識や地震・津波発生時の適切な行動等について、児童生徒等に教育を行うこととする。

なお、教育を実施する際は、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた内容に配慮し、旅行先等で津波被害に遭う可能性もあることから、広く津波防災教育に努めるものとする。

また、地域の自主防災組織等が実施する避難訓練等へ参加し、地域と一体となった取り組みに努めるものとする。

(2) 教職員や保育士等に対する教育

学校は、津波等の災害発生時に教職員が適切に行動するため、防災教材等を活用して、教職員が災害時にとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当や災害時に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図ることとする。

6 災害情報の提供、災害教訓の伝承

町は、津波災害情報を記録しホームページ等で公開する。

また、過去に発生した大災害の教訓や災害文化を後世に伝えていくため、津波災害に関する調査分析や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう努めるものとする。

第3章 津波防災地域づくりに関する法律への対応

1 対応方針

町は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）が、平成23年12月27日に施行されたことを受け、将来起こりうる津波災害を防止・軽減するため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を総合的に推進するものとする。

2 基本理念

津波防災地域づくりにおいては、最大クラスの津波が発生した場合でも、「なんとしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設等も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、県及び町の連携・協力の下、地域活性化の観点を含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念とする。

3 津波浸水想定の設定

県においては、国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、津波浸水想定（津波により浸水する恐れのある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表することとなっている。

4 推進計画の策定

町は、3で設定する津波浸水想定を踏まえて、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を作成することができる。

5 推進計画区域内の特例措置の検討

県においては、4で定める推進計画区域内における、津波防災住宅等建設区の創設、津波避難建築物の容積率規制の緩和、県における集団移転促進事業計画の作成等の特例措置について検討することとなっている。

6 津波防護施設等の整備

町及び県は、推進計画区域内における津波防護施設の整備等を検討するものとする。

7 津波災害警戒区域等の指定

県においては、3で設定する津波浸水想定を踏まえて、基本指針等に基づき、津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域の指定を検討することとなっている。

